

※この法令は廃止されています。
平成十七年厚生労働省・経済産業省令第五号

中小企業等経営強化法に規定する情報関連
人材育成事業を定める省令

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律
(平成十七年法律第三十号)の施行に伴い、及び
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
(平成十一年法律第十八号)第二十九条第一項第
一号の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動
の促進に関する法律に規定する情報関連人材育成
事業を定める省令を次のように定める。

中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十
八号)第七十条第一項第一号に規定する情報関
連人材育成事業は、次の各号に掲げる知識及び
技能の向上を図るための事業とする。

一 情報処理システム(情報処理(情報処理の促
進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)
第二条第一項に規定する情報処理をいう。)を
目的として複数の要素が組み合わされた体系を
いう。以下同じ。)の開発に必要な共通的知识
(基礎的知識を除く。)及び技能(基礎的知識を
除く。)

二 情報処理システムの企画、設計、開発、運用
及び評価に必要な専門的知識及び技能

三 エンベデッドシステムの開発に必要な専門的
知識及び技能

四 情報処理システムの活用に必要な専門的知識
及び技能

五 その他前各号の内容に準ずる専門的知識及び
技能

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、中小企業経営革新支援法の
一部を改正する法律の施行の日から施行する。
(新事業創出促進法に規定する情報関連人材育
成事業を定める省令の廃止)

第二条 新事業創出促進法に規定する情報関連人
材育成事業を定める省令(平成十一年/通商産
業省/労働省/令第一号)は、廃止する。

附 則 (平成二十四年八月三〇日厚生労働
省・経済産業省令第二号)

この省令は、中小企業の海外における商品の
需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな
事業活動の促進に関する法律等の一部を改正す
る法律の施行の日(平成二十四年八月三十日)
から施行する。

附 則 (平成二八年六月三〇日厚生労働
省・経済産業省令第一号)

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促
進に関する法律の一部を改正する法律の施行の
日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月六日厚生労働
省・経済産業省令第四号)

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改
正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)
から施行する。

附 則 (令和元年七月一二日厚生労働
省・経済産業省令第二号)

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資
するための中小企業等経営強化法等の一部を改
正する法律の施行の日(令和元年七月十六日)
から施行する。